

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

---

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

J R 島田駅北側の中心市街地には、市役所、産業支援センター「おびサポ」、島田税務署、島田社会保険事務所などの行政関係の施設が立地するほか、島田郵便局、医療施設が 18 施設、保育園が 1 施設、デイケア施設 1 施設が立地している。また、民間複合ビル（おび・りあ）に併設されたこども館と島田図書館のほか、島田市民総合施設プラザおおるり、地域交流センター歩歩路、しまだ楽習センターなど、多くの都市福利施設が集積している。

また、J R 島田駅南側の中心市街地には、横井運動場公園、医療施設が 2 施設、幼稚園 1 施設など運動施設や医療施設・福祉施設が立地している。

こうした中、市役所は築 57 年が経過しており、長期間にわたって使用することは困難となっていることから、災害対応拠点としての役割の重要性も踏まえ、十分な機能を有する施設に更新することが必要となっている。

中心市街地活性化の基本方針として、人がまちなかで時間を使いたくなる空間をつくり、日常的なにぎわいを創出することが必要となっており、老朽化した都市福利施設の改修や中心市街地への来街機会となる交流や文化活動などの施設運営も求められる。

さらに、都市福利施設の整備とともに、都市福利施設同士の連携によって、より効果的な機能の発揮、サービスの提供を図るための体制づくりも必要となる。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
市役所周辺整備事業 [内容] 庁舎の建替と文化活動施設の改修により、分散している庁舎機能の集約、災害対応拠点及び市民活動・交流機能の充実に寄与する。 [実施時期] R2～R5	島田市	築 57 年が経過した市役所本庁舎を建て替えることにより、分散している庁舎機能の集約及び災害対応拠点としての機能の向上を図る。また、新たに交流スペースを確保することにより、中心市街地のコミュニティ機能の充実に寄与する。	合併特例事業債、合併推進事業債 [実施時期] R3～R5	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>横井運動場公園改修事業</b> [内容] 球場、トイレ及びサッカー場照明灯を改修し、施設の機能強化を図る。 [実施時期] H30～R3	島田市	老朽化が進む横井運動場公園の改修により、多様な世代が交流できる施設としての機能強化を図る。		
<b>び〜ファイブ音楽施設運営事業</b> [内容] 有料スタジオ、屋内公園を運営し、音楽愛好家や子どもを持つ家族連れの誘客を図る。 [実施時期] H29～	島田市 指定管理者	び〜ファイブ1階のしまだ音楽施設（公共施設）と屋内公園をイメージした広場（民間施設）を運営することにより、音楽愛好家や子どもを持つ家族連れの回遊性の向上を図る。 （R2から指定管理者制度を導入予定）		
<b>しまだ楽習センター管理運営事業</b> [内容] 市民の生涯学習活動を推進するための、学びの場を提供する。 [実施時期] H30～	島田市 指定管理者	子供から高齢者まで世代を越えた交流による市民の生涯学習活動を推進することで、中心市街地への来街機会の増加を図る。		
<b>中心市街地交流施設連絡協議会設立</b> [内容] 都市福利施設の有効活用を図る協議会を設立し、中心市街地のにぎわい創出につなげる。 [実施時期] R2～	島田市 民間	こども館、島田図書館、地域交流センター歩歩路、しまだ楽習センター、しまだ音楽広場、産業支援センター「おびサポ」、ICTコンソーシアム拠点などの管理運営団体が一同に介して協議をする場を設けることにより、各都市福利施設の機能に応じた役割分担や連携を図り、利用向上につなげる。		
<b>地域交流センター運営事業</b> [内容] 文化活動施設を運営し、市民に交流及び文化活動の場を提供する。 [実施時期] H16～	島田市 指定管理者	中心市街地での市民の交流及び文化活動の場の提供を目的として施設の運営を行うことで、中心市街地への来街機会の増加を図る。		
<b>島田市民総合施設プラザおおり運営事業</b> [内容] ホール、展示ホール、会議室、練習室等の施設を運営し、市民が芸術、文化等の活動を行える場を提供する。 [実施時期] S58～	島田市 指定管理者	ホール、展示ホール、会議室、練習室等の市民が芸術、文化などさまざまな活動を行える施設の運営を行うことで、中心市街地への来街機会の増加を図る。		
<b>こども館運営事業</b> [内容] 児童の健全な遊び場及び様々な世代の交流する場を提供し、児童の健全な育成及び地域における子育て支援を図る。 [実施時期] H24～	島田市 指定管理者	児童の健全な遊び場及び児童を中心とした様々な世代の人々が交流する場を提供し、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び地域における子育て支援を図る。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>中心市街地交流拠点施設運営事業</b> [内容] こども館、図書館、FMサテライトスタジオといった交流施設を管理運営し、中心市街地のにぎわい創出につなげる。 [実施時期]H24～	島田市	こども館、図書館、FMサテライトスタジオといった交流施設を管理・運営することで、中心市街地への来街機会の創出を図る。		
<b>蓬莱橋 897.4 茶屋運営事業</b> [内容] 市内特産品等の販売を行う観光物産所を運営し観光客を誘客するとともに、イベント広場の活用を進める。 [実施時期]H30～	島田市観光協会	蓬莱橋のもとに整備された物販所の管理運営を行う。市内特産品等の販売とイベント広場の活用を進めながら、中心市街地への来街機会の増加を図る。		